

正誤表

週休2日制確保モデル工事実施要領において誤りが確認されましたので、下記のとおり訂正いたします。

正	誤
<p style="text-align: center;">週休2日制確保モデル工事実施要領</p> <p>【附則】 この要領は、令和2年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、令和2年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>この要領は、令和4年7月1日以降に所属長の決裁を受けるモデル工事に適用する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、執行済みの令和4～5年度ゼロ県債工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>この要領は、令和6年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、各積算基準書等*のいずれかを適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ※各積算基準書等とは、土木工事標準積算基準書（令和5年7月1日）、水道工事積算基準及び標準歩掛表（令和6年1月1日）、電気・機械工事標準積算基準書（令和5年7月1日）県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について（令和5年7月1日）</p>	<p style="text-align: center;">週休2日制確保モデル工事実施要領</p> <p>【附則】 この要領は、令和2年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、令和2年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>この要領は、令和4年7月1日以降に所属長の決裁を受けるモデル工事に適用する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、執行済みの令和4～5年度ゼロ県債工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>この要領は、令和6年7月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、各積算基準書等*のいずれかを適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ※各積算基準書等とは、土木工事標準積算基準書（令和5年7月1日）、水道工事積算基準及び標準歩掛表（令和6年1月1日）、電気・機械工事標準積算基準書（令和5年7月1日）県土整備局建築工事積算要領（令和5年7月1日）</p>